

宜野湾市上下水道局建設工事請負契約の保証に関する事務処理要領

令和3年2月15日上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、宜野湾市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が締結する建設工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に必要な契約保証金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「金融機関」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

(保証の方法)

第3条 契約の保証は、金銭保証を原則とする。

(契約保証金の額)

第4条 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(契約保証金の免除)

第5条 請負代金額が130万円以下の工事については、保証を免除する。

(保証の種類)

第6条 請負者が選択する保証は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 契約保証金（現金）の納付

工事請負契約の締結に際して、落札者が契約保証金の金額を管理者の指定金融機関に納付し、工事が完成できない場合（契約解除時）には、管理者は納付された現金を管理者に帰属させ、工事が完成した場合には、保管金を請負者に返還するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供

工事請負契約の締結に際して、請負業者が契約の保証として宜野湾市上下水道事業契約事務規程（平成7年宜野湾市水道部管理規程第3号）第27条の2に規定する有価証券等（額面金額が請負金額の10分の1以上のもの）を提供し、工事完成ができない場合（契約解除時）には、提供された有価証券等は管理者に帰属し、工事が完成した場合は、管理者が保管している有価証券等は請負者に返還されるものとする。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は保証会社の保証

工事請負契約の締結に際して、落札者が金融機関又は保証事業会社の保証（請負者が工事を完成できない場合の損害金の支払いを保証するもの）を受けたときは、管理者は落札者に、当該保証に係る保証書を提出させ、工事が完成できない場合（契約解除時）には、管理者は、保証金を金融機関又は保証事業会社に請求するものとする。

(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

工事請負契約の締結に際して、落札者が損害保険会社と管理者を被保険者とする履行保証保険契約の締結を行ったときは、管理者は請負者に当該保証保険に係る証券を提出させ、工事が完成できない場合（契約解除時）には、管理者は保険金を損害保険会社に請求するものとする。

(5) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

工事請負契約の締結に際して、落札者が損害保険会社と公共工事履行保証委託契約を締結したときは、管理者は、落札者に当該保証証券を提出させ、工事を完成できない場合（契約解除時）には、管理者は保証金を損害保険会社に請求するものとする。

(指名通知時及び入札・契約時の取扱い)

第7条 契約の保証を要する工事については、入札通知書又は見積依頼書に記載するものとする。契約担当者は、入札終了後に入札執行結果表（契約保証用）（様式第1号）を交付する。契約締結の期限は、落札決定の日から起算して7日以内とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この期日を延長することができる。

(請負契約締結時における取扱い)

第8条 請負契約締結時における取扱いは次のとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 落札者から契約保証金（現金）を納付したい旨の申し出があったときは、指定金融機関で契約保証金を納付させるものとする。

イ 契約担当者は、落札者に受領書を交付し、工事請負契約を締結するものとする。

ウ 受領書の写しは、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 落札者から宜野湾市上下水道事業契約事務規程第 27 条の 2 に規定する有価証券等の提出を受けたときは、有価証券等の担保価値金額が契約保証金の金額と同等以上であることを確認の上、宜野湾市水道事業会計規程（平成 7 年宜野湾市水道部管理規程第 2 号）第 47 条又は宜野湾市下水道事業会計規程（平成 30 年宜野湾市水道局管理規程第 3 号）第 47 条の手続きを行うものとする。

イ 契約担当者は、落札者に受領書を交付し、工事請負契約を締結するものとする。

ウ 受領書の写しは、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、落札者から、金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

(ア) 名宛人が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証委託者が落札者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。

(オ) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(キ) 保証金額が請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

(ク) 保証期間が契約締結日及び工期を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後 6 箇月以上確保されていること。

イ 提出された保証書は、契約締結後に工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当者は、落札者から、公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券をいう。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

(ア) 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が落札者であること。

(エ) 公共工事履行保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。

(オ) 主契約の内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容）としての工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(カ) 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が契約代金額の10分の1以上であること。

(キ) 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険期間）が契約締結日及び工期を含むものであること。

イ 提出された公共工事履行保証証券に係る証券は、契約締結後の工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(請負者の債務不履行による解除時の取扱い)

第9条 事業担当者は建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第48条から第49条に該当するときは、すみやかに工事請負契約を解除するものとし、その場合の取扱いは次に掲げるとおりとする。なお、工事請負契約を解除するときは、請負者に工事請負契約解除通知書（様式第2号）、金融機関等及び保険会社に工事請負契約の解除通知（様式第3号）を送付する。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、約款第55条第1項に規定

により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 事業担当者は、納付された契約保証金を管理者に帰属させる手続きをとるものとする。

イ 約款第 55 条第 2 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 事業担当者は、提供された宜野湾市上下水道事業契約事務規程第 27 条の 2 に規定する有価証券等を管理者に帰属させる手続きをとるものとする。

イ 約款第 55 条第 2 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 事業担当者は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金未満の場合は、保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（様式第 4 号）及び解除通知書の写しを金融機関等に提出し、保証金の請求を行うものとする。

イ 約款第 55 条第 2 項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 事業担当者は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金未満の場合は、保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（様式第 4 号）、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、保証金（履行保証保険の場合にあっては、保険金）の請求を行うものとする。

イ 約款第 55 条第 2 項に規定する違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

(工事完成時の取扱い)

第 10 条 工事完成時の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 事業担当者は、請負者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに

に契約保証金（保管有価証券）還付請求書（様式第5号）と納付時に交付した受領書の提出を求めるものとする。

イ 請負者から、契約保証金（保管有価証券）還付請求書（様式第5号）の提出を受けたときは、契約保証金（保管有価証券）還付請求書（様式第5号）に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、契約保証金の還付手続きをとるものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 事業担当者は、請負者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金（保管有価証券）還付請求書（様式第5号）と納付時に交付した受領書の提出を求めるものとする。

イ 請負者から、契約保証金（保管有価証券）還付請求書（様式第5号）の提出を受けたときは、契約保証金（保管有価証券）還付請求書（様式第5号）に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券等の還付手続きをとるものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

事業担当者は、請負者から工事目的物の引き渡しを受けたときは、銀行等が保証した場合にあっては、保証書（変更保証書がある場合は、変更保証書を含む。）を請負者を通して銀行等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、保証書をそのまま工事請負契約書類に添付して綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書を請負者に交付する際には、請負者から保証書を受領した旨の受領書（様式第6号）を提出させ、受領書及び保証書の写しを工事請負契約書類に添付して綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

事業担当者は、請負者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（移動承認書がある場合は、移動承認書を含む。）は、そのまま工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(請負代金の増額変更時の取扱い)

第11条 事業担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金の金額（公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履

行保証保険の場合にあつては、保険金額)が、変更後の請負代金額の15分の1以下になるときは、契約保証金の金額(公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 事業担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約保証金の増額分に相当する金額を指定金融機関で納付させる。

イ 請負者に受領書を交付し、工事請負変更契約を締結するものとする。

ウ 受領書の写しは、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 事業担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約保証金の増額分に相当する金額と同一以上の宜野湾市上下水道事業契約事務規程第27条の2に規定する有価証券等の提出を求めるものとする。

イ 請負者から、有価証券等の提出を受けたときは、有価証券等の担保の価値金額が契約保証金の増額分に相当する金額と同一以上であることを確認の上、宜野湾市水道事業会計規程第47条又は宜野湾市下水道事業会計規程第47条の手続きを行い、収入後は受領書を交付し、工事請負変更契約を締結するものとする。

ウ 受領書の写しを、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 事業担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約保証金の増額分に相当する金額と同一以上の金融機関等が交付する変更保証書の提出を求めるものとする。

イ 請負者から、変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

(ア) 名宛人が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

ウ 提出された変更保証書は、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 事業担当者は、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を変更時の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつては、(ア) から (カ)、履行保証保険の場合にあつては、(イ) から (キ)) 等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

(ア) 債権者が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債権者（履行保証保険の場合にあつては、保証契約者）が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

ウ 提出された異動承認書は、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(請負代金の減額変更時の取扱い)

第12条 事業担当者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、請負者から契約保証金の金額（履行

保証証券の場合にあつては、保証金額) を変更後の請負代金額の 10 分の 1 の金額以上に保たれる範囲内で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額 (公共工事履行保証証券の場合にあつては、保証金額) を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に保たれる範囲内で請負者の欲する金額まで減額変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保証金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 事業担当者は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、請負者に対して、契約保証金の減額分につき還付を求める旨の契約保証金 (保管有価証券) 還付請求書 (様式第 5 号) の提出を求めるものとする。

イ 請負者から、契約保証金 (保管有価証券) 還付請求書 (様式第 5 号) の提出を受けたときは、契約保証金 (保管有価証券) 還付請求書 (様式第 5 号) に記載の金額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結し、契約保証金の減額分に相当する契約保証金を還付する手続きをとるものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 事業担当者は、契約保証金の金額の減額変更 (ただし、有価証券の可分性を考慮して、減額分を決定すること。) を行おうとするときは、請負者に対して契約保証金の減額分につき有価証券等の還付を求める旨の契約保証金 (保管有価証券) 還付請求書 (様式第 5 号) の提出を求めるものとする。

イ 契約保証金 (保管有価証券) 還付請求書 (様式第 5 号) の提出を受けたときは、契約保証金 (保管有価証券) 還付請求書 (様式第 5 号) に記載の金額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結し、契約保証金の減額分に相当する有価証券等を還付する手続きをとるものとする。

(3) 金融機関の保証についての取扱い

ア 事業担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、請負者に対して工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書 (様式第 7

号)を交付し、すみやかに保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 請負者から、変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項と提出書類に誤りがないかを確認の上、変更保証書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

ウ 提出された変更保証書は、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 事業担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、請負者に対して工事請負変更契約の締結後に、保証契約内容変更承認書(様式第7号)を交付し、すみやかに保証金額の変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等、提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 減額後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

ウ 提出された異動承認書は、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(工期延長時の取扱い)

第13条 事業担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間が変更後の工期を含むように延長変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間が工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくても差し支えないものとする。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 事業担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事変更契約を締結するものとする。

(ア) 債権者が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があり、保証期間が変更後の保証期間を含むものであること。

(エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

ウ 提出された変更保証書は、工事請負契約書に綴っておくものとする。

エ 西日本建設業保証株式会社の保証の場合にあっては、工期延長に伴い保証期間が自動的に延長されることとなっているので、(ア)から(ウ)まで掲げる変更手続きを要しない。ただし、当該工事の工期延長があることを請負者から保証会社へ連絡するように指示するものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 事業担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 請負者から、異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等、

提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

- (ア) 債権者が宜野湾市上下水道事業管理者であること。
- (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 債権者が請負者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 異動後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。

ウ 提出された異動承認書は、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

（工期短縮時の取扱い）

第14条 事業担当者は、工期の短縮を行おうとする場合で、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保証期間の短縮は行われないうこととなっているので、保証期間の短縮は行わないものとする。

（1）金融機関等の保証についての取扱い

ア 事業担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、請負者に対して工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（様式第7号）を交付し、すみやかに保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事変更契約を締結するものとする。

- (ア) 名宛人が宜野湾市上下水道事業管理者であること。
- (イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。
- (エ) 保証に係る保証期間が、変更後の工期を含むものであること。
- (オ) 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過 6 箇月以上確保されていること。

ウ 提出された変更保証書は、工事請負契約文書に綴っておくものとする。

エ 西日本建設業保証株式会社の保証の場合にあつては、工期短縮に伴い保証期間が自動的に変更されることとなっているので、(ア) から (ウ) までに掲げる変更手続きを要しない。ただし、当該工事の工期短縮があることを請負者から保証会社へ連絡するよう指示するものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 事業担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、請負者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（様式第 7 号）を交付し、速やかに保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等、提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債権者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。

ウ 提出された異動保証書は、工事請負契約書類に綴っておくものとする。

(履行遅滞時の取扱い)

第 15 条 事業担当者は、履行遅滞が生じた場合において、損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくても差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 事業担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、請負者に対し

て、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更保証書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 変更後の保証期間内に、工事が完成する見込み期日が含まれていること。

(オ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後 6 箇月以上確保されていること。

ウ 提出された変更保証書は、工事請負契約書に綴っておくものとする。

エ 西日本建設業保証株式会社の保証の場合にあっては、工事が完成する見込み期日を請負者から西日本建設業保証株式会社に連絡するよう指示するものとし、当該連絡により保証期間が工事が完成する見込み期日まで延長されるので、(ア) から (ウ) までに掲げる変更手続きを要しない。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 事業担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が宜野湾市上下水道事業管理者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間内に、工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ 提出された異動承認書は、工事請負契約文書に綴っておくものとする。

(役務的保証の取扱い)

第 16 条 原則として、役務的保証（付保割合の高い公共工事履行保証証券による工事履行保証証券による保証）は求めないこととする。ただし、公共施設の供用開始時期の関係等から通常の再発注手続きをとることが不相当と考えられる場合等役務的保証を求める必要があるときは、主管課及び総務企画課と協議するものとする。

(その他必要事項)

第 17 条 工事請負契約書における「契約保証金」の欄の表示は次のとおりとする。

保証の種類	表示
契約保証金	納付する保証金の金額を記入する。
契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供	有価証券等の担保の価値金額を記入する。
金融機関等の保証	保証書に記載された保証金額を記入する。
履行保証保険契約の締結	免除（宜野湾市上下水道事業契約事務規程第 27 条第 2 項第 1 号）
公共工事履行保証証券による保証	免除（宜野湾市上下水道事業契約事務規程第 27 条第 2 項第 2 号）
無保証（契約金額 130 万未満の工事）	免除

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

入札執行結果表（契約保証用）

- 1 件 名
- 2 請 負 者
- 3 契 約 金 額（予定） 円
- 4 契 約 補 償 額（予定） 円
- 5 契 約 の 保 証（該当する個所の（ ）に○を記入する。）

（ 種 類 ）	（ 提 出 書 類 ）
（ ） 契 約 保 証 金	受領書の写し
（ ） 有 価 証 券	有価証券
（ ） 銀 行 等 の 保 証	保証書
（ ） 保 証 会 社 の 保 証（前金払40%）	保証書
（ ） 公 共 工 事 履 行 保 証 証 券	保証証券
（ ） 履 行 保 証 保 険	保険証券

6 契 約 保 証 書 類 の 提 出 期 限 年 月 日

7 契 約 締 結 予 定 日 年 月 日

8 当 初 契 約 工 期（期間指定、工期終期指定）

着 工 予 定 日 年 月 日

完 成 予 定 日 年 月 日

9 契 約 保 証 期 間

年 月 日（契約締結予定日）から 年 月 日（完成予定日）まで

*各保証引受機関へのお願い

「8 当初契約工期」欄で期間指定の場合に、保証書等の発行日が「7 契約締結予定日」欄に記載されている日より後になるときは、工期を変更する必要があるのご連絡願います。

入 札 日 年 月 日
担 当 課

[注] 不要の欄は削除して使用する。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 殿

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 印

工事請負契約解除通知書

年 月 日付けで貴殿と請負契約を締結した下記の工事については、貴殿が建設工事請負契約約款第 条第 項 第 号に該当すると認めましたので、当該工事請負契約を解除します。

記

1. 件名 _____
2. 場所 _____
3. 請負金額 _____ 円
4. 工期 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
5. 違約金

工事請負契約の解除に伴い、建設工事請負契約約款第55条の2第 項に規定する違約金額が生じるので、契約保証金等は（有価証券等は換金のう え）違約金に充当します。なお、違約金額が、契約保証金の金額（公共工 事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険にあ っては保険金額）を超過している場合は、超過している金額について別途 に請求します。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（金融機関等又は保険会社） 御中

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 印

工事請負契約の解除について（通知）

下記の工事請負契約については、請負者が建設工事請負契約書第 条第 項第 号に該当すると認めましたので、同項の規定により当該工事請負契約を解除しました。

なお、保証（又は保険）金は、別途に請求します。

記

1. 請負者の名称・住所

(1)住所 _____

(2)商号又は名称 _____

(3)代表者名 _____

2. 件名 _____

3. 場所 _____

4. 保証（保険）証書

(1)証書（証券）番号 _____

(2)発行年月日 _____

（注意）証書（証券）番号については、証書（証券）番号がある場合のみに記載する。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（金融機関等又は保険会社） 御中

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 印

保証金（保険金）請求書

請負者 _____ と締結した下記工事において、工事請負契約を解除したので、下記金額の支払いを請求します。

記

1. 件名 _____
2. 請負代金額 _____ 円
3. 請求金額 _____ 円
4. 証書（証券）番号 _____

（注意）証書（証券）番号については、証書（証券）番号がある場合のみに記載する。

5. 振込先口座

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第5号（第10条、第12条関係）

契約保証金（保管有価証券）還付請求書

1	件名	
2	請求金額	
3	還付の事由	

上記のとおり契約保証金（保管有価証券）の還付を請求します。

年 月 日

住 所
商 号
氏 名

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 殿

（口座振込先）

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第6号（第10条関係）

保証に係る受領書

1. 件名
2. 場所

上記工事に係る保証書（変更保証書がある場合には変更保証書を含む）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の減失、毀損等につき一切の責任を負うことを約します。

年 月 日

住 所

商号又は

名 称

代 表 者

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 殿

様式第7号（第12条、第14条関係）

年 月 日

（金融機関等又は保険会社） 御中

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 印

保証契約内容変更承認書

下記保証契約の内容変更について承認します。

記

1. 変更する保証契約の内容

- (1) 証書（証券）番号
- (2) 保証委託者又は債務者名
- (3) 件名

2. 契約保証内容変更の承認事項（該当箇所の□に✓を記入する）

- 保証金額の減額（減額前の保証金額： 円）
（減額後の保証金額： 円）
- 保証期間の短縮（短縮前の保証期間の終期 年 月 日）
（短縮後の保証期間の終期 年 月 日）
- その他
（ ）

（注意）証書（証券）番号については、証書（証券）番号がある場合のみに記載する。